

香川せとうちアート観光圏 整備計画

令和7年4月

香川県 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市
さぬき市 東かがわ市 三豊市 土庄町 小豆島町 三木町
直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町

目次

1 基本的事項	1
(1) 観光圏の区域	1
(2) 滞在促進地区の区域	3
(3) 観光圏整備事業の実施体制	9
(4) 観光圏整備計画の目標	10
(5) 計画期間等	11
(6) 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況	11
(7) 地域住民の観光地域づくりに対する意識啓発と参加促進を目指すための取組	11
2 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針	12
3 観光圏整備事業の概要	15
4 協議会に関する資料等	18
5 その他市町又は都道府県が必要と認める事項	21

参考資料：圏域図

1 基本的事項

(1) 観光圏の区域

①観光圏を構成する市町名

香川県 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市
土庄町 小豆島町 三木町 直島町 宇多津町 綾川町 琴平町 多度津町 まんのう町

②設定理由

「香川せとうちアート観光圏」は、観光圏整備法に基づく観光圏として、平成22年4月28日に国土交通大臣の認定を受け、香川県と8市9町が一体となって、2泊3日以上の滞在型観光の推進に取り組んでいる。

風光明媚な多島美を誇り、明治期にここを訪れた外国人からも、「これ以上のものは世界の何処にもないであろう」(フェルディナント・フォン・リヒトホーフェン)、「これまで日本で見た最も美しい景色のひとつ」(フィリップ・フランス・フォン・シーボルト)と絶賛された瀬戸内海は、昭和9年3月16日に我が国で初めての国立公園として指定された。現在の瀬戸内海国立公園の範囲は1府10県の広範囲に及んでいますが、最初に指定されたのは、本圏域の目の前に広がる備讃瀬戸を中心とした区域であり、令和6年にはその90周年を記念して、圏域内で様々な行事が開催された。



本観光圏は、瀬戸内海という海に突き出た半島（さぬき半島）とも表現される地理的な特徴を有しており、大部分が海岸線から20kmの範囲内にある。南に讃岐山脈が連なり、北に向かって開けた讃岐平野には、おむすび型の里山や約1万2千を超えるため池が点在し、独特的の景観を生み出している。古来から、人、物、文化、情報が、海・島を介して往来し、歴史的に見ても海と陸が不可分一体として発展してきた土地柄であり、香川は内陸部も含め全域が瀬戸内文化圏に属していることができる。

また、平地が多いため、道路はよく整備されており、東西には高松自動車道が横断し、JRや私鉄（高松琴平電気鉄道（以下「琴電」という。））も放射線状に広がっていることから、圏域内の移動の利便性は非常に高い。土地利用度や人口密度も高く、圏域内全域が1日生活圏を形成している。

圏域内には、イサム・ノグチ、猪熊弦一郎、東山魁夷など世界的な芸術家の名を冠した美術館や、「地中美術館」、「豊島美術館」などの特徴のある美術館、丹下健三や流政之など著名な建築家や彫刻家の手による建築やパブリックアートのほか、我が国を代表する日本庭園のひとつである「栗林公園」や、近世以降の美術品を数多く所蔵する「金刀比羅宮」など、全国有数の伝統美にも恵まれており、日本一狭い県土に様々なアートや文化資源が集積している。さらに、近年は、「瀬戸内国際芸術祭」の開催により、直島をはじめとする瀬戸内海の島々での現代アートが、国内外から高く評価されており、同芸術祭の定期的な開催によって、新たなアート作品の蓄積も進んでいる。

さらに、地域住民が主体となり、地域独自の資源を掘り起こし、磨き上げる「まちづくり型観光」を平成16年度から本圏域内全域で推進してきており、地域住民の熱心な取組みにより、「仁尾八朔人形まつり」、「引田ひなまつり」、「むれ源平石あかりロード」、「うたづの町家とおひなさん」などの観光資源が生まれ、定着してきている。とりわけ、市町や観光協会、商工会、女性団体、学校など地域住民が主体となり、地域の歴史、文化、自然、産業、食などを、地元を知り尽くしたガイドが案内するまち歩き「てくてくさぬき」では、圏域内全ての市町において取組体制が確保され、令和5年には、春夏期、秋冬期あわせて149コースのまち歩きが実施された。

また、本圏域では、観光客の方々に、「来てよかったです、また訪れたい」と思っていただけたよう、行政や観光関係団体に加え、関連する幅広い分野の団体が一体となって、圏域内全域で「おもてなし運動」を展開している。

本圏域には、陸路、海路の拠点である高松駅（高松港）と、空路の拠点である高松空港があり、高松駅（港）は、JR・私鉄線網の拠点として圏域内及び四国各地へつながっており、また、小豆島、直島など瀬戸内海の島々への出発地ともなっている。一方、高松空港は、東京（羽田）と1日13便、東京（成田）と1日最大3便で結ばれているほか、ソウル、上海、台湾、香港との間には国際定期航空路線が就航しており、域内のみならず、四国全体の空の玄関としての機能を発揮している。高松駅（港）、高松空港は、本圏域の地理的中心でもあり、圏域内いずれの場所へもほぼ車で1時間以内に到達できる。



本観光圏では、「世界の宝石」とも称される瀬戸内海という地域資源と、圏域内に集積しているアートや文化資源を本圏域の強みと捉え、「香川せとうちアート」ブランドを確立させることにより、アートに深い関心を持ち、SNSや口コミなどによる情報発信力が強い若年層や女性を中心に、国内はもとより、高松空港からの定期航空路線を活用して、海外からも観光客を誘致するとともに、「まちづくり型観光」の取組みで蓄積してきた人材やノウハウも活用しながら、圏域内での2泊3日以上の滞在型観光の一層の推進を図り、地域振興、地域経済の活性化に繋げる。

(2) 滞在促進地区の区域

〈主たる滞在促進地区〉

①高松滞在促進地区

【区域】 高松市中心市街地、高松市塩江町、直島町

【設定理由】 本圏域の地理的中心に位置し、地区内にある高松港と高松空港は本観光圏の海と空の玄関口となっている。高松駅（高松港）は、圏域内を放射線状に結ぶ鉄道（JR予讃線・土讃線・高徳線、琴電琴平線・志度線・長尾線）や道路、「瀬戸内国際芸術祭」の舞台となっている小豆島や直島、豊島、男木島、女木島を結ぶ航路の結節点となっている。

地区内には、圏域内有数の宿泊施設集積地である高松市中心市街地と、「高松の奥座敷」として親しまれてきた塩江温泉郷、高松の北方約10kmの海上に浮かぶ「現代アートの聖地」直島の3つの滞在拠点がある。

高松市中心市街地には、お庭の国宝「特別名勝 栗林公園」、「史跡高松城跡 玉藻公園」などの観光名所や、「香川県立ミュージアム」、「高松市美術館」などのアート施設、丹下健三が設計し、令和4年に国の重要文化財に指定された「香川県庁舎東館」、高松港の「Liminal Air -core-」などのパブリックアートが集積している。



塩江は、1300年前に高僧「行基」によって発見されたといわれる圏域内最古の温泉郷で、高松市中心市街地や高松空港と国道193号線で結ばれている。清流にホタル、新緑に紅葉と大自然に包まれた歴史ある温泉郷には、ホテル等が点在している。

直島は、約8km²ほどの島内に「地中美術館」、「ベネッセハウス ミュージアム」、「ANDO MUSEUM」、「李禹煥美術館」、「家プロジェクト」などの現代アートが集積しており、欧米の旅行誌「Traveler」で、パリやドバイと並び「次に見るべき世界の7カ所」の一つとして取り上げられるなど、特に国外から高い評価を得ている。

このほかにも本地区は、令和4年に「四国村ミウゼアム」がリニューアルオープンし、屋島山上交流拠点施設「やしまーる」が誕生してにぎわう源平合戦の古戦場「屋島」のほか、映画「世界の中心で、愛をさけぶ」ロケ地、旧街道沿いに特産品の庵治石で作った「石あかり」を灯す「むれ源平石あかりロード」、「イサム・ノグチ庭園美術館」、「ジョージナカシマ記念館」、令和6年に国の重要文化財（建造物）に指定されることが決まった「瀬戸内海歴史民俗資料館」など、数多くの観光資源、アート資源を有しており、今後、より一層発展していくポテンシャルを秘めている。

また、地区内では、地元のまち歩き団体が、まち歩きツアーを実施しており、今後、圏域内の他地区と連携することにより、圏域横断型の滞在型プログラムへと展開していくことが可能である。

こうしたことから、この地区を「主たる滞在促進地区」に設定し、本圏域の滞在促進の中核として展開する。

②小豆島滞在促進地区

【区域】 土庄町土庄港周辺、小豆島町草壁・坂手・池田港周辺

【設定理由】 琴平、塩江と並び本観光圏の三大温泉郷の一つで、圏域内有数の宿泊施設集積地区である。岡山県の新岡山港、兵庫県の神戸港や姫路港と定期航路で結ばれており、本観光圏の海の玄関口の一つとしての機能を有している。また、地区内の3つの港と高松港はフェリーや高速艇で結ばれており、とりわけ土庄港と高松港間には、所要時間約30分の高速艇が1日15往復運航されているなど、離島ではあるが、圏域内を周遊する観光客にとっての利便性は非常に高い。

地区内には、小説「二十四の瞳」の舞台となった「岬の分教場」や、映画のロケで使用されたセットを公開している「二十四の瞳映画村」、日本三大渓谷美の一つである「寒霞渓」、日本のオリーブ経済栽培発祥の地である「小豆島オリーブ公園」、若い女性層を中心に人気を集めている「エンジェルロード」、昔からの町並みや地場産業を活用した「迷路のまち」や「醤の郷」、他にも「小豆島ふるさと村」や「銚子渓」など数多くの観光名所や景勝地があり、県内外から年間約90万人の観光客が訪れる、本圏域を代表する観光地の一つである。



近年は、「豊島美術館」や「豊島横尾館」などのアート資源に加え、令和元年5月に岡山県笠岡市、香川県丸亀市・土庄町・小豆島町の2市2町の「石の島の物語」が日本遺産に認定された。また令和6年3月には、肥土山地区と中山地区で行われる「小豆島農村歌舞伎」が国の重要無形民俗文化財に指定されたほか、令和6年に実写映画化された「からかい上手の高木さん」によるアニメツーリズムなど、新たな観光資源も生まれてきている中、小豆島観光ボランティアガイドクラブや日本遺産石の島ガイドによる観光スポットでのガイドも行われているなど、今後、より一層発展していくポテンシャルを秘めている。

また、地区内では、NPO法人やボランティアガイド協会などが、まち歩きツアーを実施しており、今後、圏域内の他地区と連携することにより、圏域横断型の滞在型プログラムへと展開していくことが可能である。



さらに、地域の「環境」「文化」「社会」「住民」のそれぞれに配慮した持続可能な観光地づくりを国内でも先進的に取り組んでおり、令和3年及び4年には小豆島町が「世界の持続可能な観光地TOP100」に選出され、令和6年には小豆島が持続可能な観光の国際認証である「グリーン・デスティネーションズ シルバーアワード」を受賞したことで、サステナブルツーリズムに関心の高い国内外からの誘客が期待される。

こうしたことから、この地区を「主たる滞在促進地区」に設定し、本圏域の滞在促進の中核として展開する。

③琴平滯在促進地区

【区域】 琴平町

【設定理由】 古くから「こんぴらさん」の名で親しまれ、日本中から大勢の参詣者を集めてきた金刀比羅宮の門前町で、「こんぴら温泉郷」としても有名な本地区は、現在も年間約 200 万人の観光客が訪れる圏域内最大の観光地であり、宿泊施設も集積している。JR 四国や琴電、放射線状に延びる国道 319 号や 377 号により圏域内の他地区と結ばれており、圏域内を周遊する観光客にとっての利便性は非常に高い。

また、金刀比羅宮書院の円山応挙の障壁画や、日本近代洋画の祖「高橋由一館」、屋根付きで橋脚のない全国でも珍しい「鞘橋」、日本一高い灯籠「高燈籠」、現存する日本最古の芝居小屋「旧金毘羅大芝居（金丸座）」など、第一級の美術品や文化財なども集積しており、令和 6 年 8 月に、金刀比羅宮「御本宮」など、12 棟の建造物が国の重要文化財に指定された。



加えて近年は、パワースポットブームや、高松空港への国際定期航空路線の就航などにより、若い女性や外国人観光客の姿が目立つようになってきており、今後、より一層発展していくポテンシャルを秘めた観光地である。

また、地区内では、地元のまち歩き団体が、まち歩きツアーを実施しており、今後、圏域内の他地区と連携することにより、圏域横断型の滞在型プログラムへと展開していくことが可能である。

こうしたことから、この地区を「主たる滞在促進地区」に設定し、本圏域の滞在促進の中核として展開する。

【滞在促進地区設定の考え方】

本観光圏では、以下の考え方のもと、「高松」、「小豆島」「琴平」の3地区を「主たる滞在促進地区」として設定し、観光圏整備事業を効果的に実施する。

○本圏域には、圏域内全域に芸術・文化が点在しているが、特にアートの集積度が高い3地区を「主たる滞在促進地区」として設定することで、「香川せとうちアート」のブランド化を効果的に推進する。

○本観光圏が誇る四大観光地の知名度を最大限活用することで、「香川せとうちアート」ブランドの知名度の向上を図る。

- ・高松滞在促進地区：栗林公園（入込客数：年間約70万人）、屋島（入込客数：年間約60万人）
- ・小豆島滞在促進地区：小豆島（入込客数：年間約90万人）
- ・琴平滞在促進地区：琴平（入込客数：年間約200万人）

○「主たる滞在促進地区」を3ヶ所設定することで、異なる滞在促進地区で宿泊する滞在プログラムや、何度も来ても飽きさせない滞在プログラムの企画が可能となり、圏域内での3泊4日以上の滞在や、リピーターの増加につながる。

- ・異なる滞在促進地区で3泊する、長期滞在型・圏域内横断型プログラム
例：小豆島（泊）→高松（泊）→琴平（泊）
- ・異なる滞在促進地区で2泊する、圏域内周遊型プログラム
例：高松（泊）→小豆島（泊）、高松（泊）→琴平（泊）、小豆島（泊）→琴平（泊）
- ・一つの滞在促進地区で連泊し、周辺地区を中心に周遊するエリア限定型プログラム
例：高松（2～3泊）、小豆島（2～3泊）、琴平（2～3泊）

○「主たる滞在促進地区」を起点としたプログラムへの誘客にあたっては、互いに情報提供や旅行商品の販売、申し込み代行などを補完しあうことにより、観光圏全域への周遊・滞在の波及を促す。

○主たる滞在促進地区的アクセスの利便性

- ・高松滞在促進地区：地区内にある高松港と高松空港は本観光圏の海と空の玄関口となっており、高松駅（港）は、圏域内を放射線状に結ぶJR四国や琴電、道路、小豆島などの島々を結ぶ航路の結節点となっている。
- ・小豆島滞在促進地区：岡山県や兵庫県と定期航路で結ばれており、本観光圏の海の玄関口の一つとしての機能を有している。また、地区内の3つの港と高松港はフェリーや高速艇で結ばれている。
- ・琴平滞在促進地区：JR四国や琴電、放射線状に延びる2本の国道で圏域内の他地区と結ばれており、圏域内を周遊する観光客にとっての利便性は非常に高い。

〈滞在促進地区〉

①丸亀・坂出・宇多津滞在促進地区

【区域】 丸亀市、坂出市、宇多津町

【設定理由】 地区内の宿泊施設は、丸亀、坂出、宇多津の3つの滞在拠点に集積している。ビジネスホテルが中心ではあるが、本州との人の交流や物流の大動脈である世界最大の道路鉄道併用橋「瀬戸大橋」の袂に位置しており、JR予讃線や国道11号、さぬき浜街道などで圏域内の他地区と結ばれている。

丸亀には、“扇の勾配”と呼ばれる石垣で有名な「丸亀城」で、令和6年7月から宿泊や体験ができる「城泊」が開始されたほか、「丸亀市猪熊弦一郎現代美術館」、日本一の生産量を誇る丸亀うちわの制作体験ができる「丸亀うちわミュージアム」などがあり、令和5年には、国の伝統的工芸品である「丸亀うちわ」の伝統を継承する取組みが、世界の持続可能な観光地TOP100に選出された。また、丸亀港から定期航路で結ばれている本島では、古い町並みが残る「笠島集落」が重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、かつての塩飽水軍の本拠地の名残りをとどめている。坂出には瀬戸大橋を間近に眺めることができる「瀬戸大橋記念公園」、日本画の巨匠「東山魁夷せとうち美術館」などがあり、瀬戸大橋が架かる島々の中で唯一パーキングエリアがある与島の鍋島灯台は、点灯150周年に当たる令和4年に国の重要文化財に指定された。また、五色台の一峰・白峰山の麓に鎮座する神谷神社は、本殿が昭和30年に国宝に指定されており、複数の重要文化財などの神宝を現在に伝えている。宇多津では、歴史的な町並みが広がる「宇多津古街」の散策や、アレックス・カー氏監修で改修した「宇多津古街の家」での古民家ステイが楽しめる。また、瀬戸内国際芸術祭2025から、宇多津町が新たな会場として追加された。

このほかにも、「ニューレオマワールド」、「讃岐富士（飯野山）」、「池泉回遊式の大名庭園「中津万象園」、「瀬戸内国際芸術祭」の舞台である本島や沙弥島・瀬居島の現代アート、「丸亀平井美術館」、「四谷シモン人形館」、「四国水族館」など、豊富な観光資源、アート資源を有している。

また、地区内では、地元市や観光協会などが、まち歩きツアーを実施しており、今後、主たる滞在促進地区や交流地区と連携することにより、圏域横断型の滞在型プログラムへと展開していくことが可能である。

こうしたことから、この地区を、「主たる滞在促進地区」を補完する役割を担う「滞在促進地区」として設定する。

〈交流地区〉

①東讃交流地区

【区域】 さぬき市、東かがわ市、三木町

【設定理由】 本圏域の東部に位置し、JR 高徳線、琴電志度線、長尾線や、高松自動車道、国道 11 号、318 号、377 号などにより、圏域内の他の地区と結ばれている。

本地区は、日本の渚百選にも選ばれた白砂青松の景勝地「津田の松原」、四国八十八ヶ所靈場の結願寺「大窪寺」、江戸時代の奇才平賀源内の業績を展示した「平賀源内記念館」、「ドルフィンセンター」、「ランプロファイア岩脈」などの観光資源や、地元の陶芸や木工、染物作家の工房がある「五名ギャラリー」、芝生広場に彫刻作品が多数展示されている「とらまる公園」、堤防をキャンバスに絵画を描いた「湾岸アート」などのアート資源を有している。また、令和4年8月には、東讃の2市1町で、相互に有する観光資源を活用し、東讃エリアの観光振興を図ることを目的に、観光振興連携協定が締結された。そのほか、瀬戸内国際芸術祭 2025 から、さぬき市と東かがわ市が新たな会場として追加された。

今後は、瀬戸内海の美しい風景と環境を活かす場所として建築された大串半島活性化施設「時の納屋」や古代ギリシャの大劇場をモチーフにした野外音楽広場がある大串半島エリア、登録有形文化財の旧家屋等が点在し、昭和初期の郵便局を改装したカフェや、江戸時代の商家を改装した観光施設「讃州井筒屋敷」などがあり、「引田ひなまつり」も開催されている引田の町並みエリア、アートギャラリーとして利用している大正時代の洋風建築物「池戸公民館」や、豪農の茶室を移築した登録有形文化財「渡邊邸」、「三木万華鏡モニュメント」などがある琴電学園通り駅周辺エリアを本地区の核とし、地区内で実施されているまち歩きを、他の地区と連携した滞在プログラムへと展開することにより、圏域内の周遊性を高める。

②中讃交流地区

【区域】 善通寺市、綾川町、多度津町、まんのう町

【設定理由】 本圏域の中西部に位置し、JR 予讃線、土讃線や、琴電琴平線、高松自動車道、国道 11 号、32 号、319 号などの道路により、圏域内の他の地区と結ばれている。

本地区は、弘法大師生誕の地「善通寺」、学問の神様菅原道真公ゆかりの「滝宮天満宮」、綾川の清流沿いに広がる自然豊かな「柏原渓谷」、弘法大師が修築した日本最大のため池「満濃池」などの観光資源や、「瀬戸内国際芸術祭」の舞台である高見島の現代アート、漆芸作家「大西忠夫記念館」、「善通寺宝物館」、「炎まん美術館」などのアート資源を有しており、「かがわ・山なみ芸術祭」の舞台にもなっている。また、令和4年11月にまんのう町の「綾子踊」と綾川町の「滝宮の念佛踊」が「風流踊」としてユネスコ無形文化遺産に登録され、地域で受け継がれてきた民俗芸能が注目を集めている。

今後は、イベント会場やカフェとして利用されている重要文化財「旧善通寺偕行社」、明治時代の赤レンガの建物「兵器庫跡」、現在も営業している明治時代の洋風建築「水尾写真館」、「善通寺市美術館」などが集積している善通寺周辺エリア、圏域内有数の大型ショッピングモールや、圏域を代表する食のブランドうどんの情報発信拠点「うどん会館」などにより、近年集客力を高めている滝宮周辺エリア、令和元年5月に日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」へ追加認定され、また四国の鉄道発祥の地として栄えていた頃の古い町並みを巡るまち歩きが盛んに行われている多度津の町並みエリア、自然生態観察園や体験施設などがあり、文化・スポーツ・レクリエーションの一大基地となっている国営讃岐まんのう公園周辺エリアを本地区の核とし、地区内で実施されているまち歩きを、他の地区と連携した滞在プログラムへと展開することにより、圏域内の周遊性を高める。

③西讃交流地区

【区域】 観音寺市、三豊市

【設定理由】 本圏域の西部に位置し、JR 予讃線や、高松自動車道、国道 11 号、377 号などの道路により、圏域内の他の地区と結ばれている。

本地区は、絶景フォトスポットとして人気の高い「父母ヶ浜」、The New York Times に写真が掲載された桜の名所「紫雲出山」をはじめとした浦島伝説ゆかりの地名などが数多く伝わる燧灘の眺望が抜群の「莊内半島」、パワースポットとして人気の高い有明浜の白砂に描かれた、東西 122m、南北 90m もある巨大な「錢形砂絵」、本堂が国宝に指定されている「本山寺」、四国で最も古い窯跡群「宗吉瓦窯跡史跡公園」、天空の鳥居と呼ばれ開運絶景スポットとして有名な「高屋神社」などの観光資源や、「瀬戸内国際芸術祭」の舞台である伊吹島、粟島の現代アート、現存する日本最古のマルチプルアーチダム「豊稔池堰堤」などのアート資源を有している。

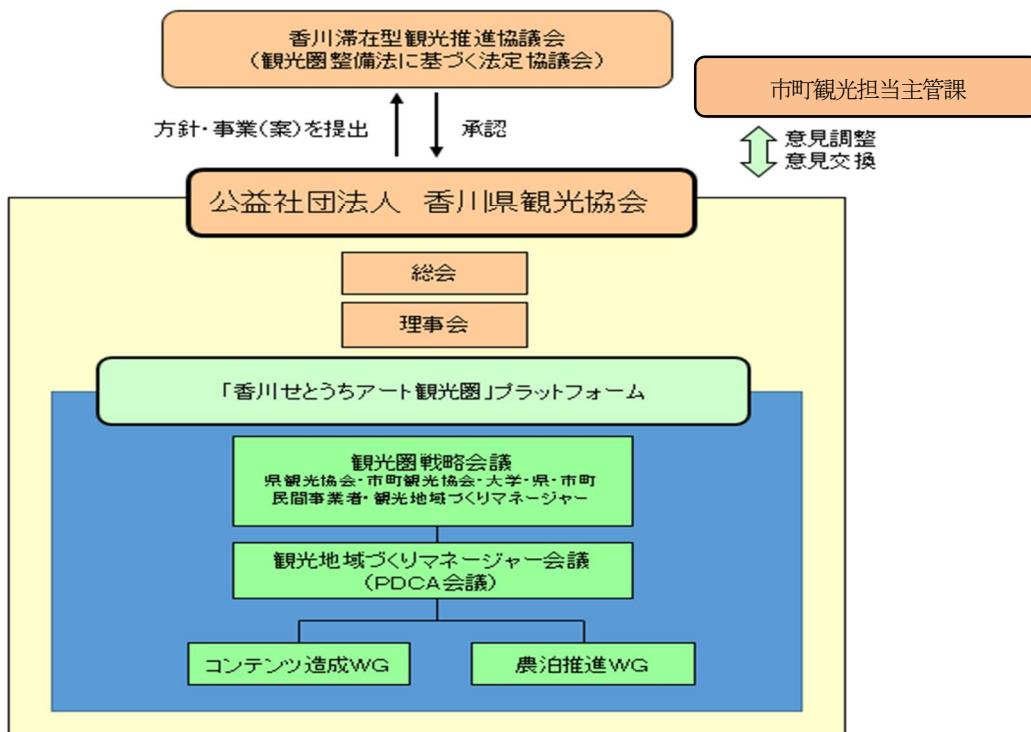
今後は、アートイベントや地域内の周遊観光を企画している琴弾公園を含む観音寺市街地周辺エリア、近年、国内外から大きな注目を浴びている「父母ヶ浜」や、古い町並みをめぐるまち歩きや古くから伝わる八朔人形を商家の店先などに飾る「仁尾八朔人形まつり」などの取組みが行われている仁尾の町並みエリアを本地区の核とし、地区内で実施されているまち歩きを、他の地区と連携した滞在プログラムへと展開することにより、圏域内の周遊性を高める。

(3) 観光圏整備事業の実施体制

平成21年10月に、香川県、8市9町及び関係団体で香川滞在型観光推進協議会（事務局：香川県交流推進部観光振興課内）を設置しており、観光地相互間の連携により、観光地の魅力と国際競争力の向上、内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に取り組んでいる。

平成27年度には、公益社団法人香川県観光協会内に観光地域づくりプラットフォームを設置し、香川滞在型観光推進協議会と連携することにより支援体制を確立する。観光地域づくりプラットフォームでは、各種事業実施等について観光地域づくりマネージャーを中心に地域と連携を図り、スムーズな事業運営を図る。

【実施体制】



(4) 観光圏整備計画の目標

本計画の遂行により、令和7年以降の目標を以下のとおり定める。

①延べ宿泊者数

(千人泊)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
全 体	4,891	4,931	4,971	5,011	5,052
日本人	4,073	4,107	4,142	4,177	4,212
外国人	926	935	945	954	964

②観光消費額（総額）

(億円)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
全 体	1,189	1,195	1,202	1,208	1,215

③旅行消費単価

(円)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
日本人	25,300	25,400	25,600	25,700	25,800
外国人	70,000	72,000	75,000	78,000	81,000

④旅行者満足度（7段階評価中「大変満足」の割合）

(%)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
日本人	28.0	29.0	30.0	31.0	32.0
外国人	38.5	39.5	40.5	41.5	42.5

⑤リピーター率

(%)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
日本人	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0
外国人	28.0	29.0	30.0	31.0	32.0

⑥その他目標

	単位	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
平均宿泊日数	日	1.26	1.27	1.28	1.29	1.30
WEB サイトのページ ビュー数	千回	6,450	6,500	6,550	6,600	6,650
圏域外観光客数	千人	10,171	10,255	10,339	10,423	10,507

(5) 計画期間等

①計画期間

令和7年度から11年度（5ヵ年）

②計画の見直し

香川滞在型観光推進協議会の協議を経ることとする。

なお、その際、必要に応じて香川滞在型観光推進協議会の構成団体のほか、関係する地方公共団体、旅行事業者、宿泊事業者、交通事業者等の意見を聴取するものとする。

(6) 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況

地域の多様な関係者等に意見照会を実施し、本計画への意見反映を図った。さらに、「香川滞在型観光推進協議会」では、主要観光地の高松・小豆島・琴平の行政機関や観光業界をはじめ、経済界、交通業界など、滞在型観光推進に係わる多種多様な主体とともに、女性や高齢者、青年など多様な層を構成員としており、企画部会を令和6年11月に、協議会を同年12月に開催することで、本観光圏整備計画、同実施計画の作成と、観光まちづくりに対する気運の醸成、観光圏整備事業に対する理解促進を図っている。

(7) 地域住民の観光地域づくりに対する意識啓発と参加促進を目指すための取組

地域住民が一体となった観光地域づくりを推進するため、地域住民を対象とした、観光・歴史・文化・食など様々な分野に精通した講師による講座の開催など、意識啓発や参加促進を図っている。

2 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

(1) 本観光圏域における観光の現状

観光ニーズは、団体で景勝地などを観る観光から、少人数グループでみずから参加し体験する観光へと変化しており、また、高速交通網の整備や高速道路料金の引き下げなどにより、観光の広域化が進み、地域間競争はますます激化している。

本圏域の圏域外観光客数は、瀬戸大橋開通ブームの昭和63年の1035万人をピークに減少傾向にあったが、平成10年頃増加に転じ、令和元年には、968万人を超えた。さらに、令和7年には、中四国最大級のアリーナの誕生や、令和8年3月にフルマラソン大会が予定されているなど、今後さらなる観光客数の増加が見込まれる。

インバウンドについては、高松空港の国際定期路線が就航する東アジア各国(韓国、中国、台湾、香港)を中心に誘客活動に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期もあったが、総じて順調に増加している。

一方、少子化による人口の減少や、若者の都市圏への流出により、生産年齢人口が減少し、労働力不足や産業競争力の低下が懸念される中、観光分野においても、人材不足の課題が顕在化している。

本圏域は、「世界の宝石」とも称される、風光明媚な多島美を誇る瀬戸内海に面しており、圏域内には、世界的な芸術家の名を冠した美術館をはじめ、著名な建築家や彫刻家たちの手による建築群やパブリックアート、栗林公園や金刀比羅宮など全国に誇る伝統美、直島をはじめとする島々での現代アートなど、様々なアートや文化資源が集積している。また、地域住民が主体となり、地域独自の資源を掘り起こし、磨き上げる「まちづくり型観光」や、市町や観光協会、商工会、女性団体、学校などが主体となり、地域の歴史、文化、自然、産業、食などを、地元を知り尽くしたガイドが案内する「まち歩き」が、圏域内で盛んに行われている。加えて、持続可能な観光地域づくりに対する取組みも積極的に行われている。

(2) SWOT分析

当圏域の特性、今後の当圏域における観光を取り巻く状況をSWOT分析で整理した。

Strengths(強み)	Weaknesses(弱み)
<ul style="list-style-type: none">○瀬戸内海など美しい自然○狭い圏域に集積するアート○伝統に育まれた和の文化○“瀬戸芸”ブランド○高速道路網の充実○国際定期航空路線の充実○まち歩きプログラムの実績	<ul style="list-style-type: none">○うどんのイメージが強すぎる○圏域内の各地域が相互に連携する基盤が弱い○圏域内の二次交通が十分とはいえない○外国人観光客の受入環境が十分とはいえない○観光分野の人材不足
Opportunities(機会)	Threats(脅威)
<ul style="list-style-type: none">○コロナ禍明けの旅行需要の増大○円安等による外国人観光客の増加○台風など自然災害の少なさ	<ul style="list-style-type: none">○価値観の多様化による観光と競合する選択肢の増加○観光誘客での地域間競争○圏域内的人口減少と高齢化

(3) 本観光圏整備の基本戦略

これまでの取組みを踏まえ、引き続き、圏域内の多様な主体が連携して、「香川せとうちアート観光圏」を整備することにより、瀬戸内海という地域資源と、圏域内に集積しているアートや文化資源を本圏域独自のブランドとして確立し、観光地域づくりプラットフォームのもと、次の戦略に基づき事業を実施する。

○インバウンド（回復）戦略

高松空港の定期路線就航先を中心に、各種プロモーション活動を実施するとともに、現地旅行会社による新たな旅行商品の造成を支援することなどにより、インバウンドの拡大を図る。

○国内交流拡大戦略

地域資源を活用した多様で魅力的な滞在プログラムを造成するとともに、積極的な情報発信や誘客活動、新たな旅行需要の開拓などに取り組み、国内交流拡大を図る。

○高付加価値で持続可能な観光地域づくり

外国人観光客に対する多言語対応も含めた圏域内全域のおもてなし力の向上などにより、2泊3日以上の滞在型交流型観光を推進し、旅行・宿泊地として選ばれ続ける高付加価値で持続可能な観光地域づくりを目指す。

(4) コンセプト

「瀬戸の恵み さぬきの旅」～せと、人、アートで おもてなし～

“世界の宝石”と讃えられた瀬戸内海の島と海が織りなす穏やかな風景。その瀬戸内海へ向かって緩やかに広がる讃岐平野には、ぽっこりとした“おむすび山”がまるで波間に浮かぶ小島のように点在し、のどやかな情景をさらに演出する。

こうした風土に育まれながら、人々はこの地で和の文化を培ってきた。その伝統美は、江戸文化の粋を集めた栗林公園の大名庭園や、金刀比羅宮、善通寺に代表される寺社仏閣の建物や所蔵品に、今も垣間見ることができる。

瀬戸内生まれの伝統文化は、これら歴史的文物だけでなく、漆器や盆栽、民芸品などの工芸技術や、郷土料理を支える和食の基本調味料“さしそせぞ”的製法にも見られ、この地に住む人々の普段の暮らしの中にしっかりと溶け込んでいる。

瀬戸内海を搖りかごとして色とり豊かに育まれてきた文化に、近年、アートという新たな色彩が加わった。

島々を舞台に繰り広げられる現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」や、彼方に海を望む地で行われる「かがわ・山なみ芸術祭」では、伝統文化との融合や作品が置かれる場所の特性が強く意識され、また、訪れる観光客、アーティストや地元の人たちとの交流も重要なテーマとなっている。

瀬戸内海の恵みの中で培われた自然、文化、食などが豊かな讃岐での、ゆったりとした、心安らぐ旅を提供する。そして、この地で守り受け継がれてきた技と伝統美に、新たに加わった上質の現代アートなど、様々なアートとふれあい、瀬戸内に広がる明るい景色や文化、食を五感で楽しみ、ここに暮らす人々とふれあう。そんな「せと、人、アート」にふれる旅を求めて来訪されたお客様を、ゆったりと流れる時間の中で、遍路文化で育まれてきた“おせつたいの心”でおもてなしする。



3 観光圏整備事業の概要

(1) マーケティング調査

①観光客動態調査事業

実施概要：圏域内を訪れた観光客入込数及び消費額等の調査を実施し、現状と課題を分析する。

実施主体：県、各市町、（公社）香川県観光協会、各市町観光協会等

実施期間：R 7～R11

②香川県観光実態調査・香川県観光地点パラメータ調査

実施概要：圏域内を訪れた観光客の実態をアンケート調査により把握し、現状と課題を分析する。

実施主体：県、各市町、（公社）香川県観光協会、各市町観光協会等

実施期間：R 7～R11

③観光圏・顧客満足度調査

実施概要：全国の認定観光圏が同一の調査を実施し、観光圏の評価指標の一つとして活用する。

実施主体：（公社）香川県観光協会、全国観光圏推進協議会

実施期間：R 7～R11

(2) 観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上

①観光品質認証制度推進事業

実施概要：宿泊施設の設備やサービスの品質を第三者が評価・検証し、外国人観光客に情報提供する宿泊施設の観光品質認証制度「SAKURA QUALITY」を推進する。

実施主体：（公社）香川県観光協会、全国観光圏推進協議会

実施期間：R 7～R11

(3) 観光資源を活用したサービスの開発及び提供

①周遊型・体験型コンテンツ造成支援事業

実施概要：地域資源を生かした周遊型・体験型コンテンツの造成・販売支援を行う。

実施主体：県、（公社）香川県観光協会、各市町、各市町観光協会、民間事業者

実施期間：R 7～R11

②地域資源の掘り起こし・魅力向上事業

実施概要：地域住民で組織する団体や事業者が企画・実施する「まち歩き」の情報発信を一元的に行う。

実施主体：わがかがわ観光推進協議会

実施期間：R 7～R11

③観光パスポート発行事業

実施概要：観光スポットを巡る周遊スタンプラリー、観光施設や飲食店などでのクーポン、宿泊キャンペーンなどの企画を盛り込んだ観光パスポートを発行する。

実施主体：（公社）香川県観光協会

実施期間：R 7～R11

(4) 観光旅客の移動の利便の増進

①公共交通の利用環境改善事業

実施概要：駅や車両のバリアフリー化や、環境にやさしく、多言語に対応した車両導入に対する支援、駅や待合所の環境整備や多機能化により、公共交通の利用環境の改善を行う。

実施主体：県、各市町、交通事業者

実施期間：R 7～R11

②持続可能な公共交通ネットワーク構築事業

実施概要：異なる交通モード間で利用できる1日乗車券の販売や乗継割引を推進し、新駅整備や複線化実施による交通結節点機能強化を進め、利用者数の増加を図る。

実施主体：県、各市町、交通事業者

実施期間：R 7～R11

(5) 観光に関する情報提供の充実強化

①観光案内・観光情報の提供事業

実施概要：観光案内所や案内看板の整備・充実等と観光案内所職員の資質向上を図る。

実施主体：各市町、各市町観光協会等、(公社)香川県観光協会

実施期間：R 7～R11

②ウェブ観光情報提供事業

実施概要：観光スポットやイベント、グルメ、アクセスなど、観光客等が必要とする旬できめ細かな観光情報を、県公式観光サイトで提供する。

実施主体：(公社)香川県観光協会

実施期間：R 7～R11

③ビジット香川誘客重点促進事業

実施概要：高松空港の定期路線就航先であるソウル、上海、台湾、香港などを中心として、旅行博への出展等による各種プロモーション活動を実施するとともに、現地旅行会社を対象とした招請ツアー等を実施することにより、新たな旅行商品の造成を支援する。

実施主体：(公社)香川県観光協会

実施期間：R 7～R11

④外国人観光客受入環境向上事業

実施概要：観光関係事業者等への多言語通訳・翻訳サービス支援、外国人観光客向けにグルメ・ショッピングなどの情報を掲載した多言語ウェブサイトの運営など、快適に旅行を満喫できる受入環境の向上を図る。

実施主体：(公社)香川県観光協会

実施期間：R 7～R11

⑤全国観光圏推進協議会「Undiscovered Japan」情報発信事業

実施概要：全国の観光圏が、共通のHPやSNSを運用し、情報発信を行う。

実施主体：(公社)香川県観光協会、全国観光圏推進協議会

実施期間：R 7～R11

(6) 各事業の管理、評価及び改善

①観光地域づくりマネージャー育成事業

実施概要：観光庁が行う観光地域づくりマネージャー育成研修や全国観光圏推進協議会の会議等を通じて観光地域づくりマネージャーを育成する。

実施主体：(公社)香川県観光協会、観光庁、全国観光圏推進協議会

実施期間：R 7～R11

②P D C A委員会運営事業

実施概要：P D C A委員会を設置し、観光圏事業の評価、分析、改善を行う。

実施主体：観光地域づくりマネージャー

実施期間：R 7～R11

(7) 前各号の事業に必要な施設の整備

(地域住民が一体となった観光地域づくりの推進)

①「観光香川 おもてなし運動」の展開

実施概要：観光施設や宿泊施設はもとより、タクシーなど交通機関や飲食店、土産物店なども含めた、圏域内全域での「観光香川 おもてなし運動」を展開する。

実施主体：県、(公社)香川県観光協会、わがかがわ観光推進協議会、県、各市町、各市町観光協会等、各宿泊施設、各観光施設、各交通機関等

実施期間：R 7～R11

②「おもてなし研修」開催事業

実施概要：宿泊施設、観光施設、交通機関等従事者を対象とした、観光と接遇の研修会を開催する。

実施主体：県、(公社)香川県観光協会、わがかがわ観光推進協議会、各市町、各市町観光協会等

実施期間：R 7～R11

③「さぬきアカデミー」開催事業

実施概要：地域住民を対象とした、香川の観光・歴史・文化・食など様々な分野に精通した講師たちによる講座を開催する。

実施主体：(公社)香川県観光協会、わがかがわ観光推進協議会、(株)百十四銀行、各市町、各市町観光協会等

実施期間：R 7～R11

④「香川おもてなしタクシー」推進事業

実施概要：タクシー事業者を対象とした、接遇の研修会や、認定試験を実施し、「香川おもてなしタクシー」を認定する。

実施主体：県、(公社)香川県観光協会、わがかがわ観光推進協議会

実施期間：R 7～R11

(8) その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進

①観光地域づくりプラットフォーム人材育成事業

実施概要：観光圏戦略会議やワーキンググループ等を開催することにより、本観光圏の整備を担う人材を育成する。

実施主体：(公社)香川県観光協会、観光圏戦略会議等

実施期間：R 7～R11

4 協議会に関する資料等

(1) 香川滞在型観光推進協議会委員

団体名	役職	氏名	備考
香川県市長会	会長	山下 昭史	
香川県町村会	会長	谷川 俊博	
(公社)香川県観光協会	会長	三矢 昌洋	会長
(公財)高松観光コンベンション・ビューロー	理事長	古川 康造	副会長
琴平町観光協会	会長	漆原 康博	
(一社)小豆島観光協会	会長	堀川 满弘	
香川県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	三矢 昌洋	
高松ホテル旅館料理協同組合	理事長	富永 博道	
こんぴら温泉旅館ホテル協同組合	代表理事	近兼 弘幸	
小豆島観光旅館組合	理事長	中黒 哲也	
(一社)全国旅行業協会香川県支部	支部長	西岡 宏之	
(一社)日本旅行業協会中四国支部香川県支部	支部長	濱田 充	
香川県商工会議所連合会	会長	綾田 裕次郎	
香川県商工会連合会	会長	篠原 公七	
(一社)香川経済同友会	代表幹事	松村 英幹	
香川県旅客船協会	会長	堀川 满弘	
香川県漁業協同組合連合会	代表理事長	嶋野 勝路	
香川大学瀬戸内圏研究センター	センター長	多田 邦尚	
さぬき瀬戸塾	塾長	竹内 守善	
香川県離島振興協議会	会長	松永 恒二	
(公財)香川県老人クラブ連合会	会長	藤川 泰文	
(一社)香川県婦人団体連絡協議会	会長	高岡 令子	
(公社)日本青年会議所四国地区香川ブロック協議会	会長	吉川 佳孝	
香川県青年団体協議会	会長	富田 和希	
香川県交流推進部	部長	多田 仁	(事務局)

(2) 香川滞在型観光推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、香川滞在型観光推進協議会（以下「協議会」）という。と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を香川県高松市番町四丁目1番10号に置く。

(目的)

第3条 協議会は、観光地相互間の連携により、観光地の魅力と国際競争力を高め、内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進することを目的とする。

(業務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 滞在型観光の推進に関する業務
- (2) 観光圏の整備に関する業務
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な業務

第2章 構成等

(協議会の構成)

第5条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

第3章 運営等

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、総会において、互選により選任する

3 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。なお、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び企画部会とする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 総会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 4 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第10条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席委員2名がこれに署名押印するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数、当該総会に出席したと見なされたものの数及び当該総会に出席した委員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(企画部会)

第11条 企画部会は、会長が必要と認めた場合に隨時開催する。

2 企画部会は、別表2に掲げる団体の役職員等をもって構成する。

3 企画部会は、別表2で定める者のほか、会長が必要と認めた者を参加させることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、香川県交流推進部観光振興課において処理する。

第4章 雜則

(細則)

第13条 協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成21年10月13日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年3月22日から施行する。

5 その他市町又は都道府県が必要と認める事項

- (1) 本観光圏へのアクセス及び圏内の移動の利便性を向上するため、必要な道路等の社会資本の整備等を図るとともに、観光旅客が立ち寄る観光スポットや交通拠点施設等でのホスピタリティの実践等を進める。
- (2) 瀬戸内海が有する歴史・文化・景観の魅力を生かすため、多様な主体の連携により、瀬戸内海の魅力発信などを行う。

○社会資本整備との連携

①空港連絡道路 主要地方道 円座香南線（香南工区）整備事業

- ・実施箇所：高松市
- ・事業概要：空港連絡道路約9kmのうち香南工区は、県道岡本香川線から高松空港までの約6km区間の道路整備を行い、高速交通体系の整備効果を活かし、高松空港までの時間短縮効果や定時性の確保などのアクセス機能の強化を図る。
- ・事業期間：H30～

②一般国道11号 大内白鳥バイパス整備事業

- ・実施箇所：東かがわ市
- ・事業概要：東かがわ市内において、国道11号の約9.2kmのバイパス道路の整備を行い、周辺地域の交通混雑を緩和し、地域の交通環境の改善と産業の活性化を図る。
- ・事業期間：H12～

③一般国道438号 飯山バイパス整備事業

- ・実施箇所：丸亀市
- ・事業概要：国道438号は、中讃地域を南北に貫く幹線道路であり、坂出ICへのアクセス道路となつておらず、飯山町内において、約5.1kmのバイパス道路の整備を行い、交通混雑を緩和し、周辺地域の観光振興と中讃地域の南北幹線軸の形成を図る。
- ・事業期間：H9～

④観光案内板等整備事業

- ・実施箇所：圏域内全域
- ・事業概要：圏域内の交通拠点や観光スポットなどに設置した外国語併記の観光等の案内板や歓迎表示板の維持・管理を行う。
- ・事業期間：H21～

⑤一般国道11号 豊中観音寺拡幅事業

- ・実施箇所：三豊市、観音寺市
- ・事業概要：多発する事故の軽減、深刻な渋滞の改善を目的に、三豊市及び観音寺市内の国道11号の約4.6kmの現道拡幅を行い、高速道路へのアクセス強化による物流の円滑化と地域経済の活性化を図る。
- ・事業期間：H20～

⑥無電柱化推進事業

- ・実施箇所：高松市、琴平町、直島町
- ・事業概要：栗林公園や金刀比羅宮の周辺や、瀬戸内国際芸術祭の観光スポットである直島町の道路において、電線類により景観が損なわれていることから、電線類を地中化し、美しい景観や町並みの形成を図る。
- ・事業期間：R1～

○各種計画との整合

「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画

- ・対象エリア：圏域内全域
- ・計画概要：令和3年度から5年間の県政運営の基本指針
- ・計画期間：R3～R7

○各組織との連携

①一般社団法人 四国ツーリズム創造機構

- ・対象エリア：四国4県
- ・概要：「四国は一つ」の理念のもと、四国への誘客のため、民官一体となって、四国の認知度向上や誘客促進、観光地づくり事業等を展開する。
- ・活動開始：H21～

②岡山・香川広域観光協議会

- ・対象エリア：香川県、岡山県
- ・概要：香川、岡山両県が共同して観光事業を推進し、両県への誘客を図る。
- ・活動開始：H16～

③一般社団法人 せとうち観光推進機構

- ・対象エリア：兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県
- ・概要：瀬戸内のブランド化を進め、国内外からの誘客を推進することにより、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図る。
- ・活動開始：H28～（H25に発足した瀬戸内ブランド推進連合の後継組織）

参考資料：圏域図

